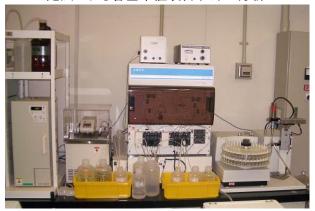


[カタログ] 水質分析

水質調査

排水基準に基づく工場排水、水質汚濁防止法に基づく河川水、湖沼水その他の公共用水域水、地下水、 及び水質基準に基づく飲料水などの各種水質調査を実施しています。

公定法による各基準値項目以外の分析についてもご相談に応じます。お気軽にお問合せ下さい。





主な分析項目

- □ 工場排水等の排水基準項目の分析
- □ 水質汚濁に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準に基づく有害物質の分析
- □ 下水道法に基づく有害物質の分析
- □ 公衆浴場における水質基準項目の分析

関連法規

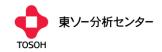
- •環境基本法
- •下水道法
- •水質汚濁防止法
- •湖沼水質保全特別処理法
- ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 など

環境計量証明事業

当社は計量法第 107 条で定められた、濃度にかかわる計量証明事業者として登録しています。 登録番号:山口県第 37 号, 三重県第 194 号, 神奈川県第 158 号

株式会社 東ソー分析センター

営業部 南陽G TEL 0834-63-9819 FAX0834-63-9940 営業部 四日市G TEL 059-364-5367 FAX 059-364-5258



1. 排水基準・環境基準・水道水質基準

			排水基準	環境基準	水道水質基準
	項目		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
1	カドミウム化合物		0.1	0.01	0.01
2	<mark>:</mark> シアン化合物		1	ND	0.01 *5
3	有機燐化合物		1	_	_
4	- 鉛化合物		0.1	0.01	0.01
5	六価クロム化合物		0.5	0.05	0.05
	- 砒素化合物		0.1	0.01	0.01
7	総水銀		0.005	0.0005	0.0005
8	アルキル水銀		ND	ND	_
	ポリ塩化ビフェニル		0.003	ND	_
	トリクロロエチレン	有事	0.3	0.03	0.03
	テトラクロロエチレン	害	0.1	0.01	0.01
	: <mark>ジクロロメタン</mark>	物質	0.2	0.02	0.02
	四塩化炭素	_ 📮	0.02	0.002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	() 健	0.04	0.004	_
15	1,1-ジクロロエチレン	→康	0.2	0.02	_
	シス-1,2-ジクロロエチレン	項	0.4	0.04	0.04 * 5
	1,1,1-ト リクロロエタン	悟	3	1	_
	1,1,2-ト リクロロエタン		0.06	0.006	_
	1,3-ジクロロプロベン		0.02	0.002	_
20	ベンゼン		0.1	0.01	0.01
	チウラム	_	0.06	0.006	_
	シマジン		0.03	0.003	_
	チオベンカルブ		0.2	0.02	_
	セレン化合物		0.1	0.01	0.01
	ほう素化合物	_	10*1	1	1.0
26	ふっ素化合物		8*1	0.8	0.8
27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		100*2	10	10
28	: 水素イオン濃度(pH)		5.8~8.6*1	6.5~8.5 ^{*3}	5.8~8.6
29	BOD		160	1*3	_
30	COD		160	1*4	_
31	浮遊物質(SS)		200	25 *3	_
32	? <mark> 溶存酸素(DO)</mark>		_	7.5 *3	_
22	n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)]生	5	_	_
00	n-ヘキサン抽出物質(動植物油類)	活	30	ı	_
	・フェノール類	環	5	_	0.005
35	<mark>銅</mark> 銅	境	3	_	1.0
	亜鉛]項	2	_	1
	溶解性鉄		10	_	_
38	溶解性マンガン		10	_	_
39	クロム		2	_	_
40	大腸菌群数		3000 (個/cm ³)	50*3 (MPN/100mL)	_
41	全窒素	\dashv	120	-	
42		_	16	_	_

2. その他の水道水質基準項目

	項目
1	一般細菌
2	
3	1,4-ジオキサン
	クロロ酢酸
5	クロロホルム
6	ジクロロ酢酸
7	ジブロモクロロメタン
8	臭素酸
9	総トリハロメタン
10	トリクロロ酢酸
11	ブロモジクロロメタン
12	ブロモホルム
13	ホルムアルデヒド
14	アルミニウム化合物
15	全鉄
16	ナトリウム
17	全マンガン
18	塩化物イオン
19	塩化物イオン カルシウム、マグネシウム等
20	蒸発残留物
21	陰イオン界面活性剤
22	ジェオスミン
23	2-メチルイソボルネオール
	非イオン界面活性剤
	有機物(TOC)
26	味
27	臭気
28	色度
29	濁度

3. 排水中の特定有害物質

項目
メチルメルカブタン
硫化水素
硫化メチル
二硫化メチル

- *1:海域以外の公共用水域に対する基準値 *2:アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸 化合物及び硝酸化合物
- *3:河川(類型AA)の場合
- *4:湖沼の場合
- *5:シアン化物イオン及び塩化シアン *6:トランス体との総和